

高等学校大会等派遣関係事業実施要領

(山口県スポーツ振興対策事業費補助金)

平成25年(2013年)4月16日制定
山口県高等学校体育連盟

1 事業目的

この要領は、山口県スポーツ振興対策事業費補助金交付要綱に基づき、山口県高等学校体育連盟が(以下「高体連」という。)が、全国高等学校総合体育大会及び全国定時制通信制体育大会に選手を派遣する場合の派遣経費に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

実施主体は、高体連加盟校とする。

3 事業内容

事業	内容
大会派遣事業	全国高等学校総合体育大会・全国高等学校定時制通信制体育大会へ参加する生徒の旅費

4 補助対象経費及び補助基準額

補助対象経費	補助基準額
選手の派遣に要する旅費等	知事が認める額 (※別表「補助対象経費・補助基準額一覧」参照)

5 事業計画書・事業実績書の提出

当該校は、県高体連会長の定めるところにより、事業計画書・事業報告書を提出するものとし、様式は別に定める。

6 費用

全国高等学校総合体育大会については各部ごとの対象経費の2分の1、全国高等学校定時制通信制体育大会については各部ごとの対象経費の3分の2を基本とするが、予算の関係上その範囲内で補助するものとする。

7 その他

- (1) 補助金事業に係る各加盟校の会計は高体連の会計と見なす。また、派遣費旅費等の振込の際の学校口座は校長名義とし、この口座に生じた預金利息は山口県高等学校体育連盟に帰するものとする。
- (2) 県補助金関連事業会計から生じた預金利息は山口県高等学校体育連盟一般会計の収入とする。

(附則)

- ・平成25年4月16日制定
- ・平成25年6月17日一部改正